(4)　陸上移動中継局の送信装置

ア　陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（一）一〇・三dBm以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［略］	［略］	［略］
二〇〇	一九〇・〇八	二八五・一二
三〇〇	二八五・一二	四二八・一七
［略］	［略］	［略］

［注　略］

イ　基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［略］	［略］	［略］
二〇〇	一九〇・〇八	二八五・一二
三〇〇	二八五・一二	四二八・一七
［略］	［略］	［略］

［注　略］

［2・3　略］

4　設備規則別表第二号第12の6(3)オの総務大臣が別に告示する陸上移動中継局又は陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

［表略］

5　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　基地局の送信装置

［略］

(4)　［同上］

ア　［同上］

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［同上］	［同上］	［同上］
二〇〇	一九〇・〇八	二八五・一二
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

イ　［同上］

［同上］

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［同上］	［同上］	［同上］
二〇〇	一九〇・〇八	二八五・一二
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

［2・3　同上］

4　設備規則別表第二号第12の6(3)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

［表同上］

5　［同上］

(1)　［同上］

［同上］